

暴言・暴力・迷惑行為への対応について

クリニック東陽町では、暴言・暴力・迷惑行為が発生した場合、被害職員を守り、組織的対応をすることとしています。

次のような行為があった場合、**退去を命ずる、あるいは警察介入を依頼すること**があります。

1. 大声や奇声、暴言または脅迫的な言動により、他の医院利用者や医院職員に迷惑を及ぼすこと（尊厳や人格を傷つけるような行為）
2. 来院者及び医院職員に対する暴力行為、もしくはそのおそれが強い場合
3. 解決しがたい要求を繰り返し行い、医院職員の業務を妨害すること（必要限度を超えて面会や電話等を強要する行為等）
4. 医院職員にみだりに接触すること、卑猥な発言などの公然わいせつ行為及びストーカー行為をすること
5. 正当な理由もなく院内に立ち入り、長時間とどまること
6. 医療従事者の指示に従わない行為（飲酒・喫煙・無断離院等）
7. 医院側の了承を得ず撮影や録音をすること
8. 謝罪や謝罪文を強要すること
9. 院内の機器類の無断使用、持ち出し、または器物破損行為
10. その他、他の医院利用者や医院の迷惑と判断される行為、及び医療に支障をきたす迷惑行為

このような行為は当事者と医療関係者との信頼関係を損ないます。
あらかじめ了承いただくとともに、ご理解とご協力をお願いいたします。